

法科大学院認証評価等について

独立行政法人
大学評価・学位授与機構
平成24年6月22日



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

1 大学評価・学位授与機構が行う法科大学院 認証評価の目的

- 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを認定する。(適格認定)
- 評価結果を各法科大学院にフィードバックすることにより、当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てる。
- 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、法科大学院の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示す。

2 大学評価・学位授与機構が行う評価の 基本的な方針

- (1) 評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

3 評価の実施体制

法科大学院認証評価委員会

「実施方針」等基本的事項の審議・評価結果の審議、決定 等

運営連絡会議

評価部会相互間の調整 等

評価部会

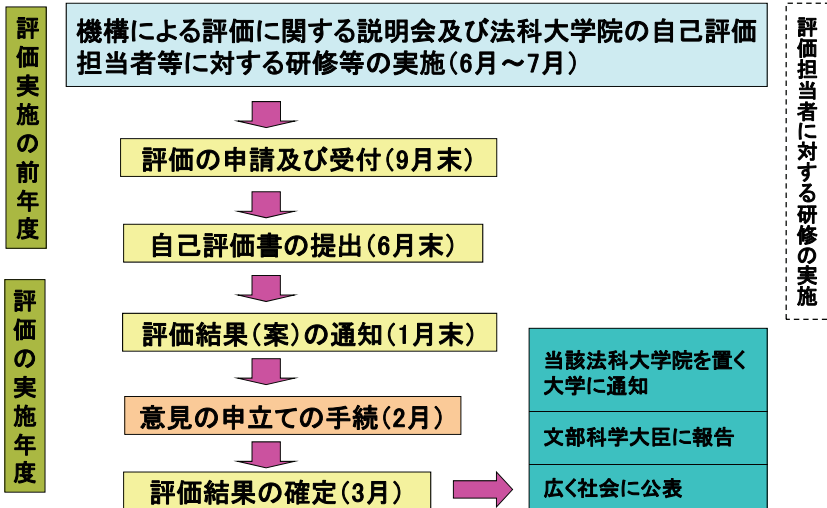
対象法科大学院ごとの調査（書面調査・訪問調査）の実施、評価報告書原案を作成 等

専門部会

特定の専門事項を調査 等

4 評価の実施方法等

法科大学院認証評価スケジュール



5 評価の種類

- (1) 本評価
- (2) 追評価
- (3) 予備評価

※評価の受審時期（5年以内ごと）

6 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保

○【法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領】 について

評価実施後の法科大学院における教育活動の質を確保するために提出を
求める報告書類の作成方法等について解説した冊子

①法科大学院年次報告書

[対象] 機構の評価を受けたすべての法科大学院

[内容] 重点基準の状況を報告

②法科大学院対応状況報告書

[対象] 機構から適格認定を受けた法科大学院で満たしていないとされた基準
があるもの

[内容] 基準を満たしておらず、「是正を要する点」と指摘された事項の対応状
況を報告